

意見書（イ）

当該public comment「今後の廃棄物処理制度のあり方について（意見具申）（案）」の章立て「Ⅲ.不適正スクラップヤード問題への対応と再生材供給のサプライチェーン強化の推進」について意見を表明致します。

<該当箇所>

3ページ2行目から13行目迄Ⅲ-1.現行制度の段落、同ページ15行目から38行目迄2.制度的措置の必要性の段落並びに4ページ2行目から32行目迄3.見直しの方向性についての段落：

<意見の要約>97

廃掃法の目的の後半箇所「並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」を鑑み、またSDGs17目標のうち12「責任ある生産と消費」とCE推進の観点より、おおいに参同致します。

<意見の内容>709

本項当該の立法事実は、小職が2008年に辞令拝受した福田康夫内閣にての中央環境審議会廃棄物専門委員（環境省）、社会資本整備審議会廃棄物専門委員（国土交通省）時代から、本項当該の対象物品とその業界と業際について、廃掃法の範疇の廃棄物か否かの境界線、経済行為として無価有価を問わず売買される中古品の譲渡として廃掃法の枠外となるのかが議論されてきた。「不要物」equal廃棄物（定義）の回収ではなく、その手前の「不要になっていないブツ」として通常の経済行為なのか、昭和45年以来の廃棄物か否かの「客観説」改め「総合判断説」への変遷【※1】、平成3年目的改正にて旧来廃掃法にては管理が曖昧だった廃棄物処理経路にての「再生」の目的揭示【※2】、所謂「おから裁判」、つまりはおからが食品か廃棄物か否かの最高裁小法廷上告棄却判決【※3】、等々累年累系をもって、必要な「（立法）事実」として明確化されてきた。また逆有償疑義の定義として。運賃経費と積荷価値のバランス見合いについては、小泉内閣の規制緩和通知環産発第050325002号「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）」において第四「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化【※4】にても例示されてきた。また逆有償疑義の定義として。運賃経費と積荷価値のバランス見合いの視点については、小泉内閣の規制緩和通知環産発第050325002号「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）」において第四「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化【※4】にても具体的な数字（現実的であるかどうかは当時も合意に至らずではあるも）の例示がされてきた。しかしながら、当該本項の社会課題（弊害）は払拭回避に至っていない。その意味で、本項当該の該当箇所については、トレンドもベクトルも、至るゴールについても、おおいに参同する。

<意見の理由>根拠出典等の併記

【※1】 廃棄物か否か「廃棄物の定義について」環境省 廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会（平成27年度）第3回検討会資料綴りのうち「資料3：廃棄物の定義について（PDF43KB）」

https://www.env.go.jp/recycle/yugai/conf/conf27-03/H280107_06.pdf

【※2】 廃掃法の目的「第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000137>

【※3】 おからが廃棄物の処理及び清掃に関する法律二条四項にいう「産業廃棄物」に該当するか否か「おから裁判」主文と理由

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-50185.pdf>

【※4】 環廃産発第050325002号平成17年3月25日改正：平成25年3月29日環廃産発第130329111号

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）」において平成16年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/tuuti.pdf

以上（以下余白）

意見書（ロ）

当該public comment「今後の廃棄物処理制度のあり方について（意見具申）（案）」の章立て「Ⅲ.不適正スクラップヤード問題への対応と再生材供給のサプライチェーン強靱化の推進」について意見を表明致します。

<該当箇所>

3.見直しの方向性の5ページ5行③再生材供給のサプライチェーン強靱化の推進のうち6行目から13行目迄：

<意見の要約>99

わが国の人口減、国際的な製造拠点分散、国際的な需要平準化確保を大項目として追加すべき。国内資源循環の最大活用化と戦略物資として国際循環の資源化の二本柱として、わが国の戦略的位置付けをたかめていくべきと考える。

<意見の内容>612

本項当該の「国内資源循環の最大活用化」、「環境負荷の軽減」、「国際的な産業競争や経済安全保障の強化」の総論（全体像の把握）には参同する。しかしながらマーケット（市場や市場を構成する中堅-中小零細企業群）の実情を踏まえた個別の各論（個別の事象）については、十分な配慮をするためにはどのような実現性評価（FS）、つまりは各企業セグメントへのヒアリングや調査事業が必須と考える。昭和45年以来、廃掃法施行半世紀を超え、廃棄物の処理再生については悪貨が良貨を駆逐する事態、結局は正直ものが損をする。つまりは本項当該に記述のある「適正な事業者にとって過度な負担とならないように配慮」が美辞麗句に留まらず、実務を伴う「あるべき姿」の状態や排出事業者の責務の深耕につなげなければならない。また、前述にて参同とした総論については、人口減の国内市場、再生資源への限りなくヴァージン資源と同等品質感の渴望、単にリサイクル率などの表記が消費者の購買選択優先順位の上位にあるのかの正常化バイアス的な妄想、ライフサイクル（LCCやLCCO2）の定量的評価による購買判断情報の提供などを考えれば、「国内資源循環の最大活用化とともに、わが国の環境技術を集結し、高品質で高生産効率でライフサイクル分析全体でもベネフィット（便益）が上回る経済戦略物資として、円滑な国際資源循環をダブルトラックでおこない、結果的に国際的な産業競争と経済安全保障にて、わが国の戦略的位置づけ（プレゼンス）を高めていかなければならないと強く主張していくべきと提案する。

<意見の理由>根拠出典等の併記

-なし-

以上（以下余白）

意見書（ハ）

当該public comment「今後の廃棄物処理制度のあり方について（意見具申）（案）」の章立て「Ⅲ.不適正スクラップヤード問題への対応と再生材供給のサプライチェーン強靱化の推進」について意見を表明致します。

<該当箇所>

3.見直しの方向性の5ページ5行③再生材供給のサプライチェーン強靱化の推進のうち14行目から18行目迄：

<意見の要約>98

不適正業態摘発と再生材供給経路の強靱化は、別立てで取り組むべき。廃棄物か否か不明瞭なヤード業者が取り扱う商材は、廃掃法改正ではなく、古物営業法の強化によって廃棄物処理再生とは別にマネジメントすべきと考える。

<意見の内容>1692

本項当該の「不適正な処理が行われる業者ソノモノへの規制」、「不適正行者への商流の破綻-破断-市場からの退場勧告」、「公正な競争環境の整備」、「再生原料の安定調達」、「物流網の効率化」の総論（全体像の把握）には参同する。しかしながらマーケット（市場や市場を構成する中堅-中小零細企業群）の実情を踏まえた個別の各論（個別の事象）については、十分な配慮をするためにはどのような実現性評価（FS）、つまりは各企業セグメントへのヒアリングや調査事業が必須と考える。昭和45年以来、廃掃法施行半世紀を超え、廃棄物の処理再生については悪貨が良貨を駆逐する事態、結局は正直ものが損をする、本項当該に記述にある「適正かつ競争力のあるリサイクルを行う再生材製造拠点の構築の促進」、「再生材供給サプライチェーンの強靱化」が美辞麗句に留まらず、実務を伴う「あるべき姿」の状態や排出事業者の責務の深耕につなげなければならない。また、大義貫徹達成のための、ツール（ハードロウとソフトロウを含めて法規制）が、廃掃法の枝葉であるのかについては、おおいに疑問と考える。廃掃法は昭和45年施行から平成手前迄は「（環境負荷をできるだけ高めずに）廃棄物を中間処理（焼却も含む）し、最終処分（国際条約に伴う海洋投棄を含む埋め立て）する」ことだけであった。環境の世紀（2000年）以降、廃掃法の目的改正で「再生（と）処分等の処理」となり、二兎を追う状態となった。見過ごせば甚大なる環境負荷（公害も含む概念）を生じる有害忌避な「廃棄物（比較論として主に産業廃棄物）の処理経路の管理」と「有効・有用資源の確保を目的とする経路の管理」を同一でマネジメントをせずに、仕分けをすべきと強く提言する。つまりは、「二兎を追わずに一兎ずつ確実に仕留めていく視点」を要諦として意見具申の詰めを実施されたい。例えば「映らなくなったテレビ／ならなくなったラジカセ」などに代表される家電リサイクル法の網をくぐり抜けた廃棄物か資源物かの商材であれば、廃棄物処理法の枝葉を駆使しても悪辣な業者を行政処分、ましてや刑事訴追はままならないと推察する。となれば別の既存ルールで、悪貨を駆逐していくべきと提案する。廃棄物か否かの判断は、小職が2008年に辞令拝受した福田康夫内閣にての中央環境審議会廃棄物専門委員（環境省）、社会資本整備審議会廃棄物専門委員（国土交通省）時代から、本項当該の対象物品とその業界と業際について、廃掃法の範疇の廃棄物か否かの境界線、経済行

為として無価有価を問わず売買される中古品の譲渡として廃掃法の枠外となるのかが議論されてきた。「不要物」equal廃棄物（定義）の回収ではなく、その手前の「不要になっていないブツ」として通常の経済行為なのか、昭和45年以來の廃棄物か否かの「客観説」改め「総合判断説」への変遷【※1】、平成3年目的改正にて旧来廃掃法にては管理が曖昧だった廃棄物処理経路にての「再生」の目的揭示【※2】、所謂「おから裁判」、つまりはおからが食品か廃棄物か否かの最高裁小法廷上告棄却判決【※3】、等々累年累系をもって、必要な「（立法）事実」として明確化されてきた。また逆有償疑義の定義として。運賃経費と積荷価値のバランス見合いについては、小泉内閣の規制緩和通知環廃産発第050325002号「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）」において第四「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化【※4】にても例示されてきた。しかしながら、いまだに決定打となっていない。今般、本項当該の意見具申により、その隘路を抜け出すことは相当に困難と思われる。については当該立法事実の解決は、廃掃法の改正や枝葉の強化ではなく、廃棄物ではないまだ使える中古商材の売買行為の視点で、古物営業法（昭和24年法律第108号）【※5】の運用強化（一部「古物の定義」の改正も目論んで）で、本項当該意見具申の相当な大義は賄えると勘案する。言うまでのなく、古物営業法の目的は、「（目的）第一条 この法律は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もつて窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする。」となっているため、その所管は都道府県公安委員会（47都道府県に北海道支庁を加えた警察制度の組織）となるため、廃掃法行政事務をおこなう産廃行政庁の負担を軽減するメリットも甘受できると考える。

<意見の理由>根拠出典等の併記

【※1】 廃棄物か否か「廃棄物の定義について」環境省 廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会（平成27年度）第3回検討会資料綴りのうち「資料3：廃棄物の定義について（PDF43KB）」

https://www.env.go.jp/recycle/yugai/conf/conf27-03/H280107_06.pdf

【※2】 廃掃法の目的「第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000137>

【※3】 おからが廃棄物の処理及び清掃に関する法律二条四項にいう「産業廃棄物」に該当するか否か「おから裁判」主文と理由

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-50185.pdf>

【※4】 環廃産発第050325002号平成17年3月25日改正：平成25年3月29日環廃産発第130329111号

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）」において
平成16年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/tuuti.pdf

【※5】古物営業法（昭和24年法律第108号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000108#Mp-Ch_2

以上（以下余白）

意見書（二）

当該public comment「今後の廃棄物処理制度のあり方について（意見具申）（案）」の章立て「Ⅲ.不適正スクラップヤード問題への対応と再生材供給のサプライチェーン強靱化の推進」について意見を表明致します。

<該当箇所>

3.見直しの方向性の5ページ5行③再生材供給のサプライチェーン強靱化の推進のうち19行目から23行目迄：

<意見の要約>99

有償ゆえ実態が不明等については昨年4月公布の産廃再資源化の電子登録等も含め、排出事業者責任強化で改善が見込める。商流実態把握や適正処理可能な施設での集約的処理等については手段と目的の間合いに留意されたい。

<意見の内容>1541

本項当該の「（金属や蓄電池を事例とした）有償取引をされていることにより（現行の「紙」産廃マニフェスト等帳票をエビデンスとした廃掃法の仕組みや枠組みに合致せず）排出事業者がおこなった排出以降（例えば中古若しくは再資源化商材として売買契約や帳票類によるエビデンス以外に売買以降の行く末の透明性：トレーサビリティ等）の取引実態が不明であることのリスク」については、おおいに参同し、対策が必要と考える。すでに官報にて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」いわゆる産業廃棄物由来の再生資源について中間処理工程以降のその行く末（行程）の記載を義務化（但し電子マニフェストに限る）が令和7年4月22日に公布【※6】された。電子マニフェストの様式変更と業界の電子マニフェスト業務に携わる方々への習熟研修は翌5月（令和7年）から粛々と実施されている。この「産業廃棄物由来の再生資源について電子マニフェストの経路管理において、中間処理工程以降のその行く末（行程）の記載を義務化」の電子マニフェスト利用という限定ではあるも、平成29年の廃掃法改正における特別管理産業廃棄物の電子マニフェスト利用義務化とは異なり、いまや過半を越える電子マニフェストに関わる排出事業者の責務（義務）となるので、その効果は大きい。当該本紙第1450号施行年月日は令和9年4月1日でしばらくの期間を有するも、すでに先取りコンプライアンスを欲する大手の排出事業者については、自社の産業廃棄物由来の排出経路（主に中間処理施設等）にて（例えば中間処理後の次工程焼却経由も含めて）埋め立ての最終処分となる不要なモノ（産業廃棄物）と有価無価を問わず再資源化商材として、売買契約での経済行為について、それが有償であっても、所謂逆有償事案（運賃マイナスでそれは有価物ではない）に陥り、運送後の（例えば翌月締め）の売買決済で有価性が吹っ飛び、つまりは処理費を払う）遡及で「あとから廃棄物（つまりは本来、産廃でのオペレーションが必須であったブツ）」の誹りを受けないようにすること。また、市井で散見される「（再資源化商材の買い付けを生業としている業者が）わが社は産廃許可を取得していませんし、現行法にては取得の必要もありません。なぜなら有価取引であるからです。よって将来も産廃許可を取得する構想もありません。つきましては、再資源化商材の市場価格が大きく変動した場合は、有価性が失われるためその時点で引き取りを中止致します。」の再

資源化商材の取り扱い会社の持続不可能なリスクと、その時点で産廃となり、行き場がなくなった自社廃棄物を円滑に産廃許可を保持する処理ルートに切り替えていくことの現実性とその際の時制リスクの評価等の重要項目が経営者判断の俎上にあがってきている。その意味で、当該本項の「有償取引をされていることにより排出事業者がおこなった排出以降の取引実態が不明であることのリスク」についての、排出事業者責任由来のリスクコントロールの着手は行われていると解釈できる。前述の官報公布の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」との歩調と平仄をあわせて、総合的な行政事務を望む。次に本項当該の「商流の実態把握や適正処理が可能な施設で集約的な処理を進めるための検討（原文ママ）」については、具体的名指しの金属スクラップ、リチウム蓄電池のみならず、すべての再資源化商材のオペレーションを構成する、中堅-中小零細企業群の実態を把握することを、第一義として、目的に到達賜りたく強く提言する。つまりは、「引き続き、必要な調査を継続し、制度検討を進める必要」性の認識のなかで、「現行市井の中堅-中小零細企業群では商流の実態把握や適正処理が可能でないため、それが可能な大規模施設群に、淘汰集約をしていく（手段の目的化）」等の本末転倒な決意への翻弄がなされないよう十分に留意されたい。

<意見の理由>根拠出典等の併記

【※6】 「〔省 令〕廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」
いわゆる産業廃棄物由来の再生資源について中間処理工程以降のその行く末（行程）の記載を義務化（但し電子マニフェストに限る）施行年月日：令和9年4月1日
デジタル官報（発行内閣府）令和7年4月22日本紙第1450号
[https://www.kanpo.go.jp/old/
20250422/20250422h01450/20250422h014500001f.html](https://www.kanpo.go.jp/old/20250422/20250422h01450/20250422h014500001f.html)

以上（以下余白）